

横手市市税等口座振替等収納事務取扱要綱

令和8年3月13日

(趣旨)

第1条 この告示は、市税（個人の市民税と併せて賦課徴収する県民税を含む。）、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）の納付を口座振替又は自動払込（以下「口座振替等」という。）で行う場合の事務手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 口座振替等の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人の市県民税（普通徴収に限る。）
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税（種別割）
- (4) 国民健康保険税（普通徴収に限る。）
- (5) 介護保険料（普通徴収に限る。）
- (6) 後期高齢者医療保険料（普通徴収に限る。）

(対象者)

第3条 対象者は、横手市指定金融機関、横手市指定代理金融機関又は横手市収納代理金融機関（以下「金融機関」という。）に預貯金口座を有する者であって、口座振替等による市税等の納付について金融機関の承諾を得た者（以下「依頼者」という。）とする。

(指定預貯金口座)

第4条 口座振替等ができる預貯金口座は、金融機関にある次に掲げる預貯金種目の口座で、依頼者が指定した1口座（以下「指定預貯金口座」という。）とする。

- (1) 普通預金
- (2) 当座預金
- (3) 納税準備預金（第2条第1号から第4号までの市税に限る。）
- (4) 通常貯金

(申込手続)

第5条 口座振替等により市税等を納付しようとする者は、横手市市税等預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）（以下「依頼書」という。）及び横手市市税等預金口座振替届書（自動払込受付通知書）（以下「届書」という。）を市長又は指定預貯金口座の金融機関に提出するものとする。

2 市長は、依頼書及び届書を受理したときは、金融機関に回付するものとする。

3 金融機関は、依頼書及び届書を受理したときは、記入事項を確認の上、届書については受付印を押印し、市長に送付するものとする。

(口座振替等の開始)

第6条 前条第1項の規定により金融機関に毎月15日(金融機関が休業日の場合は、前営業日。以下「金融機関申込期日」という。)までに依頼書及び届書を提出した場合は翌納期から、金融機関申込期日後に提出した場合は翌々納期から口座振替等を開始するものとする。ただし、依頼者が翌々納期以降の納期を指定した場合は、その納期から口座振替等を開始するものとする。

2 前条第1項の規定により市長に依頼書及び届書を提出し、毎月15日正午(横手市の休日を定める条例(平成17年横手市条例第2号)に規定する市の休日の場合は、休日の前日の開庁日正午。以下「市申込期日」という。)までに依頼書及び届書が財務部収納課に到着した場合は翌納期から、市申込期日後に到着した場合は翌々納期から口座振替等を開始するものとする。ただし、依頼者が翌々納期以降の納期を指定した場合は、その納期から口座振替等を開始するものとする。

(口座振替等依頼及び口座振替等結果報告)

第7条 市長は、金融機関に口座振替等の依頼をする場合は、振替日の5営業日前までに次のいずれかにより行うものとする。この場合において、振替依頼の件数及び金額を記載した書類を金融機関に提出するものとする。

(1) 光ディスク等送付方式 口座振替等のデータを記録した光ディスク等の記録媒体(以下「記録媒体」という。)を送付する方式

(2) データ伝送方式 通信回線を利用して口座振替等のデータを伝送する方式

2 金融機関は、前項第1号の方式により依頼を受けた場合は、市長から送付された記録媒体に口座振替等結果データを記録し、振替結果の件数及び金額を記載した書類を添えて、振替日から2営業日以内に、市長に報告するものとする。

3 金融機関は、第1項第2号の方式により依頼を受けた場合は、口座振替等結果データを振替日から2営業日以内に、市長に伝送するものとする。この場合において、振替結果の件数及び金額を記載した書類は別途市長に提出するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、あらかじめ市との協議により、振替結果の件数及び金額を記載した書類の提出を省略することができる。

(振替日)

第8条 振替日は、原則として納期限の日とする。

2 金融機関は、特別な事情があると市長が認めたときは、前項の規定にかかわらず、納期限の日から4営業日以内に振替することができる。

(口座振替等納付金の取扱い)

第9条 金融機関は、口座振替等納付金を振替日から2営業日以内に横手市指定金融機関総括店へ振り込むものとする。ただし、横手市指定金融機関から請求を受けた場合又は出納閉鎖期日には、即日横手市指定金融機関総括店に振り込むものとする。

(振替不能分の取扱い)

第10条 金融機関は、預貯金不足等の事由により振替不能となった場合は、振替不能者リストに事由を記載し、市長に送付するものとする。

2 市長は、前項の振替不能者リストに基づき、振替不能通知書を作成し、納税(納入)義務者又は依頼者あて送付するものとする。

(領収証)

第11条 市税等(継続検査対象の車両に係る軽自動車税(種別割)を除く。)の口座振替等に係る領収証は、指定預貯金口座に関し当該金融機関が当該預金口座を有する者に提示する入出金記録をもってこれに代えるものとする。

(口座振替等の変更又は取消し)

第12条 口座振替等の変更又は取消しをしようとする者は、市長又は指定預貯金口座の金融機関に変更又は取消しの依頼書及び届書を提出するものとする。

2 前項の規定による変更又は取消しに係る依頼書及び届書の手続については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 第1項の依頼書及び届書の提出に伴う口座振替等の開始又は廃止については、第6条の規定を準用する。

(解除)

第13条 市長は、口座振替等により市税等を納付することが適当でないことを認めたときは、これを解除することができる。

2 市長は、前項の規定により口座振替等を解除する場合は、原則として、その旨を納税(納入)義務者又は依頼者に通知するものとする。

(口座振替等の継続)

第14条 口座振替等は、第12条第1項の規定により手続をした場合、前条の規定により解除された場合及び金融機関により口座振替等が解除された場合を除き、自動で継続するものとする。

(口座振替等手数料)

第15条 口座振替等手数料は、市長と金融機関が協議して別に定める。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。